証券コード 9168 発送日 2024年5月16日 (電子提供措置の開始日 2024年5月9日)

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 代表取締役社長 北 村 俊 樹

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトよりご覧ください。

当社ウェブサイト

https://www.rise-cg.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ライズ・コンサルティング・グループ」または「コード」に当社証券コード「9168」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、ご出席に代えて、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページ以下に記載の「議決権行使方法のご案内」に従って、2024年5月30日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日時 2024年5月31日 (金曜日) 午前10時00分 (受付開始 午前9時00分)

2. 場所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D

(招集ご通知末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

 目的事項 報告事項

- 1. 第4期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第4期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報

酬決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎書面 (郵送) により議決権行使をされた場合の議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした書類の一部です。
 - ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制」
 - ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ・ 事業報告「会社の支配に関する基本方針」
 - · 連結計算書類「連結持分変動計算書」
 - · 連結計算書類「連結注記表」
 - · 計算書類「株主資本等変動計算書」
 - · 計算書類「個別注記表」

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛 成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年5月30日 (木曜日) 午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2024年5月30日 (木曜日) 午後6時まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2024年5月30日 (木曜日) 午後6時まで

当日ご出席される場合



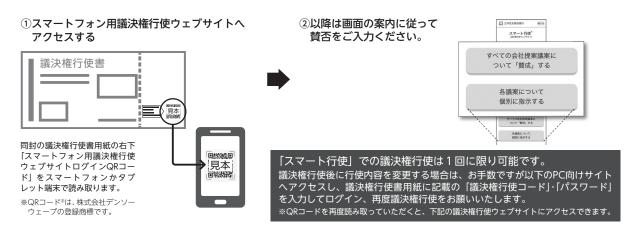
○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

株主総会日時 2024年5月31日(金曜日)午前10時開催

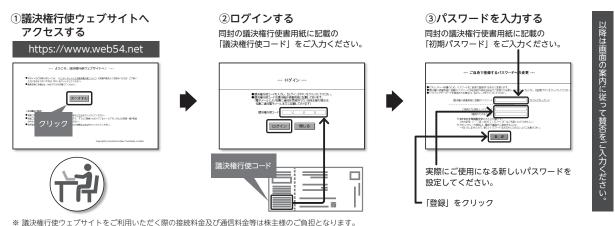
- ※書面(郵送)による議決権行使とインターネット(「スマート行使」を含む。)による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※インターネット(「スマート行使」を含む)による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について



インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権 行使コード」および「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。



※ 蔵米惟行使ソエノサイトをこ利用いたにく除の接続料金及の連信料金等は株土様のこ貝担となります。※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会の終結の時をもって現任取締役5名全員の任期が満了いたします。つきましては、 経営体制強化のため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

- 1201-121					
候補者 番号	ぶりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)		
1	再任 北 村 俊 樹 (1983年12月24日)	2007年 9 月 フューチャーアーキテクト株式会社 入社 2012年 4 月 株式会社野村総合研究所 入社 2016年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 2019年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 取締役 2021年 3 月 当社 代表取締役社長(現任)			
	ち、強力なリーダーシ 揮してまいりました。	理田】 :代表取締役社長として、当社の成長について中長期的かつ明確なとップをもってグロース市場への上場を達成するなどして、優れた総当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定および監督に参画・中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役とし	経営手腕を発 することが、		
2	再任 和 笛 学 (1985年1月13日)	2007年 4 月 株式会社ベイカレント・コンサルティング 入社 2012年 5 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 2015年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 取締役 2021年 3 月 当社 代表取締役副社長 (現任) コンサルティング本部長 (現任)	_		
	【取締役候補者とした理由】 和田学氏は、当社代表取締役副社長として、経営に関する知見、営業・マーケティング領域における高い経験値を有し、当社の営業領域を強力に推進してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定および監督に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。				

候補者 番号	ぶりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
3	新任 進 藤 基 浩 (1974年5月3日)	1997年 4 月 株式会社ジェーシービー 入社 2000年 4 月 ブロードメディア株式会社 入社 2015年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 2016年 2 月 株式会社ソフトギア 入社 2017年 5 月 株式会社ロボキュア 入社 2017年 9 月 株式会社ロボキュア 取締役 2018年 8 月 株式会社ベルテクス・パートナーズ 入社 2020年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 執行役員 2021年 3 月 当社 執行役員(現任)	_
	【取締役候補者とした	理由】	

進藤基浩氏は、当社管理部門の責任者として、財務・経理・法務・労務・IR・経営企画等の体制構築および内部統制等の整備に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定および監督に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	到游 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
4	再任 小中村 政 宗 (1986年11月4日)	2009年10月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社)入社 2011年4月 株式会社ラザードフレール 入社 2014年10月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 入社 (現任) 2015年5月 株式会社ワールドツール 監査役 2018年3月 株式会社ワールドツール 取締役 2018年10月 株式会社ワールドツール 取締役 監査等委員 2019年2月 株式会社にode 監査役 2019年2月 株式会社El Dorado 監査役 2019年2月 株式会社TeAmo 監査役 2020年12月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外取締役 2021年2月 北斗株式会社 取締役 2021年3月 当社 社外取締役 現任) 2024年1月 株式会社ビィ・フォアード 取締役 (現任)	

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小中村政宗氏は、新規事業への豊富な投資経験および出資先企業の経営改善に関する豊富な経験があり、幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に関する監督および助言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	以 (生年月日)	略歷	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		
(5)	再任	2012年 1 月	2012年 1 月 アイシン精機株式会社(現 株式会社アイシン)		
	だけだとしゅき 行 (1979年11月7日)		入社 三菱UFJ信託銀行株式会社 入社 エーオンヒューイットジャパン株式会社(現 エ		
			ーオンソリューションジャパン株式会社) 入社		
		2018年7月	PwCあらた有限責任監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人) 入所		
		2020年 4 月	弁護士法人御園総合法律事務所 パートナー (現 任)		
		2020年 4 月	旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外監査役		
		2021年3月	株式会社フロンティア 取締役 (現任)		
		2021年4月	株式会社プロネッド 執行役員		
		2021年11月	合同会社iris 代表社員(現任)		
		2022年 5 月	当社 社外取締役 (現任)		
		2023年 4 月	株式会社Retool 社外取締役		
		2023年 9 月	株式会社Retool 社外取締役 監査等委員(現		
			任)		
	【社外取締役候補者と				

武田智行氏は、弁護士としての高い専門性を有していることから、会社法やガバナンスに関する卓 越した見識を活かした経営の適切な監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を 適切に遂行できるものと判断したため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	59 ⁷⁵⁶ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
6	再任	1986年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1998年 7 月 ゼネラル エレクトリック(GE) 入社 2007年 7 月 GEキャピタルリーシング株式会社 代表取締役	_
		2007年7月 GEキャビダル・リーフング株式芸社 代表取締役 社長 2007年11月 GEフリートサービス株式会社 代表取締役社長 2010年2月 日本GE株式会社 専務執行役員 2011年9月 オーシャンアソシエイツ合同会社 代表社員(現任)	
		2011年12月株式会社LIXIL常務執行役員2017年5月DBJ投資アドバイザリー株式会社シニア・ディレクター2017年6月鬼怒川ゴム工業株式会社社外取締役(現任)2021年9月フィーチャ株式会社社外取締役(現任)	
	【社外取締役候補者と	2023年 2月 当社 社外取締役 (現任)	

奥田高志氏は、大手日本企業とグローバル企業の経営経験を有することに加え、M&A、営業、マーケティング、事業開発、事業再建等の各領域に従事し卓越した知見を有していることから、その豊富な経験と実績が当社の長期的な企業価値向上に資するものと期待するとともに、これらを活かした監督および提言を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	ぶりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)		
7	新任	2008年 4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券	_		
	崔 真 [*] 澈 (1983年1月17日)	株式会社)入社 2016年 3 月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役(現任)			
	(戸籍上の氏名: 石原 真淑)	2016年 4 月 エイボン・プロダクツ株式会社(現 エフエムジ ー&ミッション株式会社)社外取締役			
		2019年 6 月 株式会社シーボン 社外取締役			
		2021年 6 月 株式会社カオナビ 社外取締役 (現任)			
	【社外取締役候補者と	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】			
	崔真淑氏は、コーポ	崔真淑氏は、コーポレート・ガバナンスおよびコーポレートファイナンスに関する専門的な見識を			
	有していることから、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われた経験				
	を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと				
	判断したため、社外取	締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小中村政宗氏、武田智行氏、奥田高志氏および崔真淑氏は、社外取締役候補者です。
 - 3. 当社は、取締役候補者武田智行氏および奥田高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。
 - 4. 崔真淑氏が社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定です。
 - 5. 小中村政宗氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年2ケ月です。
 - 6. 武田智行氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年です。
 - 7. 奥田高志氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年3ケ月です。
 - 8. 当社は、小中村政宗氏、武田智行氏および奥田高志氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条第2項に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

また、当社は、崔真淑氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社 定款第27条第2項に基づき、責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額となります。

9. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中村憲太氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、尾形健太郎氏は中村憲太氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第30条第2項の定めにより、退任監査役である中村憲太氏の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

兴 ^族 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
新任	2016年 4 月 株式会社ローランド・ベルガー 入社2018年11月 Somewhere株式会社 入社2023年 6 月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 入社 (現任)	_

【社外監査役候補者とした理由】

尾形健太郎氏は、コンサルティング業界での就労経験に加え、新規事業への豊富な投資経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験がございませんが、上記の理由より社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 尾形健太郎氏は、 計外監査役候補者です。
 - 3. 当社は、尾形健太郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款 27条2項に基づき、責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。
 - 4. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、尾形健太郎氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約については次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第3号議案 当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2023年5月31日開催の定時株主総会において、当社の取締役の報酬額について、その限度額を年額300,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することといたしました。

つきましては、本制度の導入に伴い、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権(以下「金銭報酬債権」といいます。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内と定めることといたします。上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名(うち社外取締役は3名)ですが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は7名(うち社外取締役は4名)となります。

本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案をご承認いただくことを条件に、ご承認いただく内容とも整合するよう当該方針を変更しております。)との整合性、その他諸般の事情を考慮して、任意の報酬委員会の答申等を踏まえ取締役会で決定されており、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案に基づく当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金 銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式 割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結することを条件といたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

自 2023年3月1日 至 2024年2月29日

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、経済活動は緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、海外情勢の緊迫化に伴う各種物価の上昇や為替相場の変動など、我が国の経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このように激しく変化する市場環境に対応すべく、日本の各企業は、ビジネス機会の創出やさらなる企業価値向上を目指すための積極的な取り組みを行っており、企業活動へのコンサルティング支援に対する需要は今後さらに高まっていくものと考えられます。

このような状況下、当社グループでは、創業以来の強みとしている戦略策定から実行支援に至るまで一貫して顧客に深く入り込み、伴走型で課題解決に挑むスタイルの経営サービスを軸として、様々な業界に対し、戦略策定、業務改革、IT導入、DX推進等、あらゆる側面からの支援を行ってまいりました。また、積極的に人材の採用・育成を行い、より一層の成長に向けて取り組んでまいりました。

人材採用面においては、新たに76名のコンサルタント(新卒含む。)を採用し、期末時点のコンサルタント数は230名となりました。優秀な人材の厳選採用にこだわり、経験者採用については、基本的にコンサルティングファーム経験者を採用しております。異業種から入社する社員についても、充実した研修や適切なフォローアップを進め、早期戦力化を図っております。

また、コンサルタントの稼働率((コンサルティング事業に係る売上高 - 外注売上高)÷ 100%稼働ベース仮定売上高)は通期で約90%と、引き続き高い収益性を実現しております。

さらに、今期は全役職の基準単価の引き上げを行い、コンサルタント平均単価は通期で 前年に比べ約2割上昇しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は6,155,972千円(前連結会計年度比29.3%増)、営業利益は1,805,448千円(前連結会計年度比31.1%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,315,359千円(前連結会計年度比36,2%増)となりました。

なお、当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

- 2 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。
- 3 資金調達の状況

当社は、2023年9月12日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額102百万円の資金調達を行いました。

- 4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- 5 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- 6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- 7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

8 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

当社は、昨今の高度化・複雑化する企業の多様な課題解決を導くための論点を設定し、プロジェクトを推進できる仮説思考型の優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。コンサルティング事業は知識集約型のビジネスであり、コンサルタントが提供する知的な付加価値こそが顧客の多様な課題を解決し、結果として当社の成長に寄与すると考えております。

また、DXを推進するにあたっては、高いプロジェクトマネジメント力で顧客をリードする人材が不可欠になります。当社では、多種多彩な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図ることで、コンサルティングスキルの成長を促す仕組みを構築しております。各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力し、高いモチベーションを維持したまま業務を遂行できるように努めております。また、会社としてスキルマトリックスを設定し、各コンサルタントのコンサルティングスキルを定期的・客観的に把握するとともに、評価時にその職位における達成基準としてスキル要件を設定しております。

なお、当社はすべてのコンサルタントが同じ部門に所属するOne Pool制を引いており、コンサルタントは特定の領域に限定することなく、業界やサービス領域を超えてプロジェクトを経験しております。これにより、どのような顧客に相対しても、ニーズに応えた具体的で実現性の高い提案を行うプロフェッショナルの育成を図っております。

② コンサルティング品質の継続的な向上

当社グループの強みは、顧客に深く入り込み、Hands-onで戦略から実行に至るまで一気 通貫でコンサルティングサービスを提供することにあります。困難なプロジェクトに対し ても高い品質のコンサルティングサービスを提供できるよう、品質管理部によるクライア ントサーベイの実施や結果の分析・社内共有を行うことで、顧客の期待値を超える成果を 出すための仕組みを構築しております。また、コンサルタントには志向性面談を実施し、 本人のスキルや希望にマッチした案件へのアサインや従業員満足度調査を実施することで、 モチベーションの維持・向上に向けた施策を進めております。

③ 高い稼働率の維持

当社グループは、収益力を高め持続的な成長を実現するためには高い稼働率を維持することが重要であると認識しております。高い稼働率を維持すべく、当社では営業を行う専門部隊を配置しております。また、コンサルタントは、案件を進めていく過程で、顧客のニーズをいち早くつかむようにしているほか、すでに保有する取引先と深い関係性の構築を進めております。それにより案件ニーズの早期把握や長期プロジェクトの獲得を目指しておりますが、今後とも高い稼働率の維持に向け注力する必要があります。

④ 新たなビジネスモデルの開発

昨今の経営環境は、市場競争の激化や市場構造の変化に起因した企業経営者を取り巻く 課題が多様化しており、これらの経営課題を解決し、企業経営をサポートできる幅広い経 験や調査・分析能力を有するコンサルタントを求める需要が高まっております。一方で、 既存のコンサルティングビジネスは、需給によって変動するコモディティ的な側面がある うえ、より低単価で一定の品質を提供する競合他社が出現した場合、当社の大きな脅威と なります。当社は、長期的に顧客の経営にコミットする仕組みの構築に加え、新たなテク ノロジーを活用したビジネスモデルの開発などを進めております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の継続的な成長と新規事業の開発・展開にあたっては、顧客からの信頼を得ることが不可欠であると考えております。現在、管理部門の人員増加を含め管理面の強化を行っておりますが、今後さらなる事業拡大を見据え、継続的な内部管理体制の強化、内部統制やコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

9 企業集団の財産および損益の状況

		第2期 (2022年2月期)	第3期 (2023年2月期)	第4期 (2024年2月期)
売上収益	(千円)	3,431,633	4,761,074	6,155,972
税引前当期利益	(千円)	826,477	1,312,488	1,779,791
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	682,564	965,843	1,315,359
総資産額	(千円)	7,028,006	7,533,319	8,521,930
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	113.18	153.85	157.20
基本的1株当たり当期利益	(円)	28.12	39.80	54.04

- (注) 1. 第4期より国際会計基準(IFRS)を適用して連結計算書類を作成しております。また、第2期および
 - 第3期についてもIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。 2. 当社は2023年7月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首 に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分および基本的1株当たり当 期利益を算定しております。
 - 3. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分 は、期末発行済株式総数により算出しております。
- 10 重要な親会社および子会社の状況(2024年2月29日現在)
- ① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ライズ・クロス	49,000千円	100%	人材プラットフォーム事業

11 主要な事業内容(2024年2月29日現在)

当社グループは、「PRODUCE NEXT ~しあわせな未来を、共に拓く。~」をミッションとして、幅広い領域における総合コンサルティング事業を展開しております。戦略・業務・IT等のコンサルティング領域を網羅し、戦略策定から実行までを一気通貫で支援するなど、顧客企業の課題解決に寄り添ったコンサルティングサービスを提供しております。

事業内容	サービス内容	
総合コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供	

12 主要な営業所(2024年2月29日現在)

①当社

本社東京都港区	
---------	--

②子会社

株式会社ライズ・クロス	東京都港区
-------------	-------

13 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
264 (6)	56増(6減)	32.5	2.5

⁽注) 従業員数は就業人員(在籍出向者および他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

14 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,502百万円
株式会社横浜銀行	625百万円

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2023年9月12日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

Ⅱ. 株式に関する事項(2024年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 97,000,000株

(2) 発行済株式の総数 24,430,450株

(3) 株主数 6,301名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
Sunrise Capital III, L. P.	4,240,160	17.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,516,400	10.30
Sunrise Capital III(JPY), L. P.	2,395,300	9.80
Sunrise Capital III(Non-US), L. P.	1,899,430	7.77
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,251,000	5.12
朝日 竜樹	1,213,500	4.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	853,269	3.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	703,031	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	575,600	2.36
株式会社SBI証券	460,600	1.89

Ⅲ. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

区分	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北村俊樹	
代表取締役副社長	和田学	コンサルティング本部長
取締役	小中村政宗	CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 従業員 株式会社ビィ・フォアード 取締役
取締役	武田智行	弁護士法人御園総合法律事務所 パートナー 株式会社フロンティア 取締役 合同会社iris 代表社員 株式会社Retool 社外取締役 監査等委員
取締役	奥田高志	オーシャンアソシエイツ合同会社 代表社員 フィーチャ株式会社 社外取締役
常勤監査役	田中信一	
監査役	中村憲太	CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 従業員 株式会社LiPLUSホールディングス 取締役 株式会社SBIC 取締役 株式会社はなわ社会福祉 取締役
監査役	山田梨津子	山田梨津子公認会計士事務所 所長 ミライズ税理士法人 パートナー 株式会社ナルネットコミュニケーションズ 社外監査役 鈴鹿市 監査委員

- (注) 1. 取締役小中村政宗氏、武田智行氏および奥田高志氏は、社外取締役です。
 - 2. 監査役用中信一氏、中村憲太氏および山田梨津子氏は、社外監査役です。
 - 3. 当社は、取締役武田智行氏および奥田高志氏、ならびに、監査役田中信一氏および山田梨津子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役山田梨津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には 填補の対象とならないなど、一定の免責事中があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会における審議を踏まえて、2023年5月31日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

イ 基本方針

個々の取締役の報酬額については、報酬委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議する。

業務執行取締役の報酬等については、固定報酬と業績に連動した変動報酬から構成される。

固定報酬:変動報酬=9:1(※)とする。

※変動報酬について、後述の業績に応じた支給率が100%の場合。

非業務執行取締役については固定報酬のみの構成とする。

いずれも金銭報酬とする。

- □ 業務執行取締役の報酬算定方針
- (a) 固定報酬の決定方針

固定報酬は、役位、職責、他社水準、当社業績、従業員および経営幹部の給与水準 等を総合的に勘案して決定する。毎月固定額で支給する。

(b) 変動報酬の決定方針

変動報酬は、業績に対応した成果・成功報酬型の業績連動報酬とし、当社の持続的な業績の向上および企業価値の向上への動機づけを強めるのに影響を与える利益指標であるEBITDAを指標とし、下表に基づいてEBITDAの予算達成率を基礎として算出される。変動報酬の額は、支給率100%のとき、(a)固定報酬の決定方針で決定した定期同額給与の額の9分の1とする。毎月固定額で支給する。

賞与支給率	EBITDA達成率
0%	~80%
50%	80%~90%
75%	90%~100%
100%	100%~110%
125%	110%~120%
150%	120%~

ハ 非業務執行取締役の報酬算定方針

非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみとし、役位、職責、他社水準、当社業績等を総合的に勘案して決定する。毎月固定額で支給する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項ならびに取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議の年月日は2023年5月31日であり、 決議の内容は取締役の年間報酬総額の上限を300,000千円以内とするものです。当 該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。取締役の報酬等の額については、上 記株主総会で決議された総枠のなかで、諮問機関である報酬委員会の審議事項をもと に取締役会にて決定しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議の年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は監査役の年間報酬総額の上限を20,000千円以内とするものです。 当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠のなかで監査役にて協議のうえ、決定しております。

なお、2024年2月期における役員報酬等の決定過程における取締役会の活動状況は、2023年5月31日開催の取締役会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬の最高限度額の範囲内で、代表取締役社長北村俊樹が提案する各取締役の報酬額について、決議のうえ可決となっております。

③ 当社報酬方針に沿うと判断した理由

当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況、当社業績、他社水準等を踏まえつつ、各取締役の担当領域・役位・職責・職務執行に対する評価等が考慮されており、報酬委員会への諮問を踏まえ取締役会において審議されているなど、当社の報酬方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

(1.5.5.4)	幸品酬	等の総額		報酬等の	の種類別の	D総額	(千円)		対象と	
役員区分	1 17 4 1110	(千円)			非金 報酬		役員の員数 (人)			
取締役		154,953	1	142,594	12,	,359		-		4
(うち社外取締役)	(8,800)	(8,800)	(-)	(-)	(2)
監査役		8,800		8,800		-		-		2
(うち社外監査役)	(8,800)	(8,800)	(-)	(-)	(2)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役5名、監査役3名です。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名、監査役1名がそれぞれ存在していることによるものです。
 - 2. 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標は「(4) 当事業年度に係る取締役および監査 役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項ロ.業務執行取締役の報酬算 定方針」に記載しております。なお、業績指標であるEBITDA実績は1.450百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	小中村政宗	CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 株式会社ビィ・フォアード	従業員 取締役
取締役	武田智行	弁護士法人御園総合法律事務所 株式会社フロンティア 合同会社iris 株式会社Retool	パートナー 取締役 代表社員 社外取締役 監査 等委員
取締役	奥田高志	オーシャンアソシエイツ合同会社 フィーチャ株式会社	代表社員 社外取締役
監査役	中村憲太	CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社 株式会社LiPLUSホールディングス 株式会社SBIC 株式会社はなわ社会福祉	従業員 取締役 取締役 取締役
監査役	山田梨津子	山田梨津子公認会計士事務所 ミライズ税理士法人 株式会社ナルネットコミュニケーションズ 鈴鹿市	所長 パートナー 社外監査役 監査委員

⁽注) 当社と取締役および監査役が兼職する法人等との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主要な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小中村政宗	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、新規事業への豊富な投資経験および出資先企業の経営改善に関する豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	武田智行	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、主に弁護士としての見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	奥田高志	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、大手日本企業とグローバル企業における豊富な経営経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
常勤監査役	田中信一	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、大手日本企業における豊富な経営管理および経営監視の知識や経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	中村憲太	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、新規事業への豊富な投資経験と幅広い見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	山田梨津子	当事業年度開催の取締役会には、26回中26回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社比較および監査の実効性を確保するために必要な監査日数等を総合的に勘案した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、RSM清和監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、または、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査役会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。当社は、将来の事業拡大と財務体質の強化のため、現時点は配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元の重要性について認識しております。今後、収益力の強化や事業基盤の整備をさらに進め、内部留保の状況や当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施する方針ですが、現時点においては配当実施の可能性およびその実施時期については未定です。

内部留保資金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、事業の 継続的な拡大・発展と今後予想される経営環境の変化への対応と成長投資に備え、内部留保の 充実を図りたいと考えております。

なお、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については取締役会であり、中間配当については、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2024年2月29日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,849,721	流動負債	1,448,806
現金及び現金同等物	1,892,573	営業債務及びその他の債務	122,099
営業債権及びその他の債権	894,954	借入金	525,657
棚卸資産	12,318	リース負債	51,541
その他の流動資産	49,876	未払法人所得税	344,396
		引当金	26,754
非 流 動 資 産	5,672,209	その他の流動負債	378,359
有形固定資産	38,211	非流動負債	1,917,055
使用権資産	383,324	借入金	1,575,442
のれん	5,120,539	リース負債	318,613
その他の金融資産	62,838	引当金	23,000
繰延税金資産	67,079	負 債 合 計	3,365,861
その他の非流動資産	218	(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	5,156,069
		資本金	162,980
		資本剰余金	2,193,784
		利益剰余金	2,799,305
		資 本 合 計	5,156,069
資 産 合 計	8,521,930	負債及び資本合計	8,521,930

⁽注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

科目	金	額
売上収益		6,155,972
売上原価		2,603,732
売上総利益		3,552,240
販売費及び一般管理費		1,728,398
その他の収益		4,668
その他の費用		23,062
営業利益		1,805,448
金融収益		11
金融費用		25,668
税引前当期利益		1,779,791
法人所得税費用		464,432
当期利益		1,315,359
当期利益の帰属		
親会社の所有者		1,315,359
非支配持分		_
当期利益		1,315,359

⁽注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,823,745	流動負債	1,318,876
現金及び預金	1,857,638	1 年内返済予定の長期借入金	532,440
売掛金及び契約資産	892,218	リース債務	3,408
仕掛品	12,317	未払金	106,778
貯蔵品	0	未払費用	49,350
前払費用	31,344	未払法人税等	344,215
その他流動資産	30,225	賞与引当金	26,754
固定資産	3,145,003	預り金	49,254
有形固定資産	60,651	その他流動負債	206,674
建物附属設備	42,965	固定負債	1,621,761
工具、器具及び備品	11,920	長期借入金	1,595,790
リース資産	5,765	リース債務	2,971
無形固定資産	2,926,022	資産除去債務	23,000
のれん	2,926,022	負 債 合 計	2,940,637
投資その他の資産	158,329	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	49,000	株 主 資 本	3,027,759
長期前払費用	208	資本金	162,980
繰延税金資産	46,551	資本剰余金	2,153,843
その他投資	62,569	資本準備金	52,980
		その他資本剰余金	2,100,862
		利益剰余金	710,936
		その他利益剰余金	710,936
		繰越利益剰余金	710,936
		新 株 予 約 権	351
		純資産合計	3,028,111
資産合計	5,968,748	負債・純資産合計	5,968,748

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

科目	金	額	
売上高			6,155,372
売上原価			2,605,438
売上総利益			3,549,933
販売費及び一般管理費			2,415,610
営業利益			1,134,323
営業外収益			
受取利息	11		
経営指導料	4,800		
確定拠出年金返還金	3,032		
その他	1,634		9,478
営業外費用			
支払利息	16,589		
株式交付費	6,198		
上場関連費用	19,418		
シンジケートローン手数料	3,628		
その他	14		45,849
経常利益			1,097,952
税引前当期純利益			1,097,952
法人税、住民税及び事業税	487,437		
法人税等調整額	△15,295		472,141
当期純利益			625,810

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行計員 公認:

公認会計十 中村 直樹

指定社員

業務執行社員

公認会計士 津田 格朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ライズ・コンサルティング・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に おいて連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事 項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の 結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成すること を認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を 含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査 人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月22日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員

公認会計十

中村 直樹

業務執行社員 指定社員

業務執行社員

公認会計士

津田 格朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2023年3月1日から2024年2月29日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益 計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月24日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 監査役会

常勤社外監査役 田中信一

社外監査役 中村憲太印

社外監査役 山田 梨津子 印

以上

FΠ

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D

TEL 03-5545-1722



交通 東京メトロ南北線 六本木一丁目駅 西改札より直結 東京メトロ日比谷線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分 都営地下鉄大江戸線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分 ※近隣には「ベルサール六本木」がございます。 お間違えのないようお気を付けください。